

「電動車いす安全登録制度」 質疑集

- 1 電動車いすの安全登録は、無料です。
- 2 現在利用中の電動車いすを安全登録する場合は、地区交通安全協会
又は電動車いす取扱店(指定登録取扱所)に御相談下さい。

一般社団法人愛媛県交通安全協会

目 次

- 問1 「電動車いす安全登録制度」を設けた理由は何ですか。…………… P 3
- 問2 安全登録を行うことによって、どのようなメリットがあるのですか。 …… P 3
- 問3 登録した情報は、どのような目的に利用するものですか。 …………… P 3
- 問4 交通安全協会が実施主体となった理由は何ですか。 …………… P 4
- 問5 電動車いすの販売店やレンタル店の協力が不可欠ですが、協力は得られるのですか。 …………… P 4
- 問6 安全登録の開始時期はいつからですか。また、どのような準備が必要なのですか。 …………… P 4
- 問7 安全登録の対象者や、登録情報の管理者は誰ですか。また、登録事項には、どのような項目があるのですか。 …………… P 4
- 問8 「電動車いす利用者」とは？ …………… P 5
- 問9 安全登録の申込みは、どこで行うのですか。 …………… P 5
- 問10 「指定登録取扱所」とは、何を指すのですか。 …………… P 5
- 問11 「指定登録取扱所」の指定を受けるための手順はどうすればよいのですか。 …………… P 5
- 問12 指定登録取扱所でなければ受付はできないのですか。駐在所や公民館では？ 本人の自宅では？ …………… P 5
- 問13 安全登録の申込みは、本人（電動車いす利用者）でなければならぬのですか。家族ではいけないのですか。 …………… P 6
- 問14 利用期間の短いレンタルの電動車いすについても利用登録が必要ですか。・ P 6

- 問15 登録の開始は平成26年1月1日としていますが、現在電動車いすを利用
されている方の登録は誰が、どこでするのですか。…………… P 6
- 問16 電動車いすのレンタル会社では、契約後の保守を行っており、新規でな
くても登録を勧めることができるので、本人から登録の申込みがあれば受
け付けてもよいのですか。…………… P 6
- 問17 提出(申込み)のあった登録票は、地区協会を經由して県協会へ送付しな
ければいけないのですか。…………… P 7
- 問18 登録証は、電動車いすの前部の見やすい箇所に貼付するとしていますが、
どの箇所に貼付すればよいのですか。…………… P 7
- 問19 登録事項に変更があった場合はどのように対応したらよいのですか。…… P 7
- 問20 変更の申出者は、利用者本人でなければいけないのですか。…………… P 7
- 問21 電動車いすを廃車した場合、指定登録取扱所が代理で申出を行うことは
できますか。…………… P 8
- 問22 登録の有効期間は、なぜ10年にしたのですか。…………… P 8
- 問23 登録10年後の更新は、どのような手続をすればよいのですか。…………… P 8

「電動車いす安全登録制度」質疑集

問1 「電動車いす安全登録制度」を設けた理由は何ですか。

〈答〉

- 高齢社会の進展と福祉社会の充実等により、高齢者の電動車いす利用者が増加しています。県内には 3,500 人～5,000 人の方が利用されているといわれています(販売店からのヒアリング等による。)
- これに伴い、電動車いす関連の交通事故等が顕在化してきました(交通人身事故平成 24 年中 2 件把握。平成 25 年 10 月末 6 件把握。=県警察)。今後は関連する交通事故だけでなく、盗難や遺失事案等も増加してくることが懸念されます。
- こうした事象に的確に対処するためには、電動車いす利用者に対する交通安全等に係る細やかな指導やアドバイスのほか、盗難等への対応についても県警察との情報の共有が不可欠です。
- ところが、県下の一部の地区を除いては、どこの、どなたが電動車いすを利用しているのか不明であり、交通安全指導も行き届かぬ状況で、実態把握の必要性が課題となっていました。
- そこで、交通事故等の防止の広報や安全運転講習の充実を図るとともに、電動車いすの盗難防止や、盗難等に遭った場合に早期発見・回復に資するため、一般社団法人愛媛県交通安全協会(以下「県協会」という。)が主体となり、電動車いす取扱業者等の協力を得て、電動車いすの登録制度を設けることにしたものです。

問2 安全登録を行うことによって、どのようなメリットがあるのですか。

〈答〉

- 交通安全講習の開催案内やきめ細かな交通安全情報の提供を受けることができます。
- また、電動車いすの盗難、遺失等安全にかかわる場面において、被害品等や、所有者等を早期に特定することが可能となり、早期発見、回復につながります。

問3 登録した情報は、どのような目的に利用するのですか。

〈答〉

- 安全登録情報は、次の目的のために利用し、他の目的のために利用することは絶対にありません。
 - ◆ 電動車いす利用者の交通事故等の防止を目的とした交通安全講習の開催
 - ◆ 電動車いすの盗難及び遺失時における被害品等の特定
 - ◆ 盗難、遺失等安全にかかわる電動車いすの所有者等の早期特定及び早期返納

問4 交通安全協会が実施主体となった理由は何ですか。

〈答〉

- 現在、地域に根差した活動を行っている団体は、交通安全協会の連合会組織において他にはないものと考えたからです。

問5 電動車いすの販売店やレンタル店の協力が不可欠ですが、協力は得られるのですか。

〈答〉

- 平成25年8月29日、運転免許センターにおいて開催された「愛媛県電動車いす交通安全対策連絡協議会」の席上、同協議会会長より、県協会の矢野会長に対し、「電動車いす安全登録制度についてのお願い」の要請文が手交され、安全登録制度の適正な実施を要請されました。したがって、同協議会の全面的なバックアップが得られるものと確信しています。
- 県内において電動車いすを取り扱っている全ての販売店と、レンタル会社を把握し、御協力が得られるよう各業界の組織等を通じてお願いしてまいります。
- 御協力が躊躇されている販売店等に対しては、制度に賛同し、御参加いただけるよう誠実に説明してまいります。

問6 安全登録の開始時期はいつからですか。どのような準備が必要なのですか。

〈答〉

- 平成26年1月1日から開始する予定です。
- また、電動車いす取扱店(レンタル店を含む。)及び電動車いす利用者へ制度を周知するための広報も随時実施してまいります。

問7 安全登録の対象者や、登録情報の管理者は誰ですか。また、登録事項にはどのような項目があるのですか。

〈答〉

- 登録が受けられるのは、愛媛県内の電動車いす利用者です。登録事項(情報)の統括管理は、県協会で行っています。
- 登録事項(情報)は、電動車いすを特定するための車体番号等や、利用者に交通安全教室の開催を案内するなどのために必要な住所・氏名等の12項目です。
- 安全登録は、強制ではありません、任意登録です。

問8 「電動車いす利用者」とは？

〈答〉

- 日常生活において電動車いすを使用している方を意図しており、要綱では、「電動車いすを所有し、又は借り受けて使用している者」と定義しています。

問9 安全登録の申込みは、どこで行うのですか。

〈答〉

- 県協会から電動車いす登録取扱所として指定を受けた指定登録取扱所です。

問10 「指定登録取扱所」とは、何を指すのですか。

〈答〉

- 県協会から指定登録取扱所として指定を受けた電動車いすの販売店、レンタル店及び地区交通安全協会(以下「地区協会」という。)の事務所を指します。

問11 「指定登録取扱所」の指定を受けるための手続はどうすればよいのですか。

〈答〉

- 「電動車いす安全登録取扱所指定申請書(様式第2号)」を、県協会に提出して下さい。申請書は、様式に基づいて作成していただきます。
- 県協会のホームページには、申請書の様式及び記載例を掲載しています。ダウンロードして使用できます。また、記載後は、そのままEメールで送信できるようにしています。
(申請書の提出があれば、速やかに登録票及び登録証の用紙を送付します。)

問12 指定登録取扱所でなければ受付はできないのですか。駐在所や公民館では？
本人の自宅では？

〈答〉

- 登録申込みの受付は、指定登録取扱所で行うことを原則とします。
- 指定登録取扱者が登録申込みの受付等を行うため、利用者宅へ出向いていくことは想定していません（人手不足で対応しかねます。）。
- ただし、指定登録取扱者の厚意により、利用者の利便を図るため、利用者の自宅や公民館等において登録の申込みに応じることは可としています。

問13 安全登録の申込みは、本人（電動車いす利用者）でなければならないのですか。家族ではいけないのですか。

〈答〉

- 安全登録の申込みは、「電動車いす利用者が電動車いす安全登録票を指定登録取扱所に提出して登録の申込みをしなければならない。」（第4条）と規定されており、利用者本人からの申込みが必要です。
- 利用者本人への登録制度の趣旨説明が不可欠ですので、申込者は原則本人でお願いします。本人を前にした代筆は可としています。

問14 利用期間の短いレンタルの電動車いすについても利用登録が必要ですか。

〈答〉

- 利用期間の長短で、登録の可否を判断することはしません。あくまでも電動車いす利用者の判断になります。

問15 登録の開始は平成26年1月1日としていますが、現在電動車いすを利用されている方の登録は、誰が、どこでするのですか。

〈答〉

- 安全登録は、利用者本人が指定登録所に申し出て、登録を行っていただきます。
- 無登録の電動車いすを発見すれば、利用者本人に趣旨を説明して地区協会等での登録をお勧めすることとしています。

問16 電動車いすのレンタル会社では、契約後の保守を行っており、新規でなくても登録を勧めることができるので、本人から登録の申込みがあれば受け付けてもよいのですか。

〈答〉

- 受け付けていただいて結構です。むしろ積極的な勧誘をお願いします。

問17 提出(申込み)のあった登録票は、地区協会を経由して県協会へ送付しなければいけないのですか。

〈答〉

- 郵送料の負担をなくすとともに、電動車いす販売店等と地区協会との連携を強化していただくための措置です。(県協会に直接送付して頂いても登録はしますが、事業所→地区協会→県協会のネットワークを御利用下さい。)

問18 登録証は、電動車いすの前部の見やすい箇所に貼付するとしていますが、どの箇所に貼付すればよいのですか。

〈答〉

- 電動車いすの前部の箇所(ハンドルステアの運転席側)に貼ってください。

問19 登録事項に変更があった場合はどのように対応したらよいのですか。

〈答〉

- 登録事項に変更があったときは、利用者本人(代理可)から地区協会に対し、以下の5項目を口頭で申し出て下さい。
 - ◆変更申出年月日
 - ◆申出者(利用者本人の氏名)
 - ◆登録番号
 - ◆変更事項
 - ◆指定登録取扱所(初期登録の事務所名簿)
- 利用者から申出を受けた地区協会は、変更事項等を聞き取り、様式第4号の登録電動車いす登録事項変更報告書により、県協会に報告(FAX可)して下さい。
- なお、最初の登録の受付を行ったときは、利用者に「登録票の取扱い」(A票)を渡し、変更時の対応を十分に御教示下さい。

問20 変更の申出者は、利用者本人でなければいけないのですか。

〈答〉

- 原則は利用者本人ですが、家族や指定登録取扱所(者)からの申出であれば可とします。

- 代理の場合は、欄外に代理人の氏名、続柄を記入して経緯を明らかにしておいて下さい。

例えば、

◆代理申出者、長男、松山一郎

◆代理申出者、指定登録取扱所〇〇店 店長松山四郎

などと記入して下さい。

問21 電動車いすを廃車した場合、指定登録取扱所が代理で申出を行うことはできますか。

〈答〉

- 変更の申出と同様に取り扱って下さい。

問22 登録の有効期間は、なぜ10年にしたのですか。

〈答〉

- 登録項目は毎年チェックする必要がありませんので、電動車いすの耐用年数に着目して10年としたものです。
- 10年経過すれば登録は削除します。効果(交通安全講習への案内等)はなくなります。ただし、廃車等の申出がないとき又は廃車等の事実が確認できないときは、データは保存しておきます。

問23 登録10年後の更新は、どのような手続をすればよいのですか。

〈答〉

- お近くの指定登録取扱所(地区交通安全協会等)で、新規に登録を受けて下さい。登録番号が新しくなります。登録は無料です。